

「森と水とチューリップフェスティバル 2021」臨時出店要項

1 趣旨

軽米町内の商店及び団体から、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のチューリップの開花に合わせ飲食物等を販売していただき観光客の利便性の向上と集客の増加を図ることを目的とする。

2 期間

令和3年4月29日(木)～5月16日(日) 18日間

午前9時30分～午後3時30分

3 場所

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の林間駐車場を臨時出店会場とする。

4 イベント主催者

軽米町観光協会・軽米町

5 施設管理者

(株)軽米町産業開発

6 出店について

(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

- ・ 出店時は、必ずマスクを着用すること。
- ・ 接客時は、こまめに手・指の消毒を行うこと。特に金銭の授受後には必ず消毒を行うこと。
- ・ 体調がすぐれない場合は、出店を控えること。
- ・ 定期的にテント内の商品陳列場所等の消毒を行うこと。

(2) 小間等

- ・ 1店舗1小間の使用とし、1小間は、テント1張(2.7m×3.6m)とする。
- ・ テーブル、椅子、その他必要な備品等は、各自で用意すること。
- ・ テント内にはシートなどを敷き舗装面が汚れないようにするとともに、火気を使用する場合は舗装面を傷めないよう板などを敷くこと。
- ・ テントは、風による倒壊の恐れがあることから、閉店後に必ず紐でコンクリートブロック等に固定すること。

(3) 出店料

- ・ 1小間1日当たり2,000円とし、出店許可証を受け取る際に支払うこと。
- ・ 出店許可証はテントの目に付きやすい所に掲示することとし、開店時に管理棟で受け取り、閉店時に返却すること。

(4) 営業許可

- ・ 臨時営業許可は主催者において一括で取得するものとする。
- ・ 酒類を販売する場合は、税務署の許可を得ること。

(5) 会場準備と後片付け

- ・ 事務局において各業者テント1張を用意するものとする。

(6) 出品物の搬入、搬出

- ・ 材料等の搬入は、出店日の午前9時30分までとし、搬出は午後3時30分以降とする。それ以外の時間についての車の乗り入れは禁止とする。(荷物等がある場合でも人力で行うこと。)

(7) 駐車場

- ・ 駐車場が不足していることから、出店業者の方は乗り合わせで来園し、お客様の駐車場確保に協力すること。
- ・ 出店者の駐車場についても特別の駐車場がないことから、荷物搬入後は、フォリストパーク入口の大駐車場を利用すること。開店時間途中での搬入・搬出は指定された通行証を付けた車両のみ入場できることとし、運搬後は速やかに車両を移動させること。(管理棟前までとし、テント付近への乗り入れは禁止)

(8) その他

- ・ 出店を予定している日に、やむを得ず出店できない場合は、フォリストパーク管理棟(TEL45-2444)まで速やかに連絡すること。
- ・ 出店については、(株)軽米町産業開発及び観光協会職員の指示に従うこと。指示に従わない場合には、出店を中止させることがある。
- ・ 出店会場の脇の舗装部分については、障害者用一時駐車場及びバス等の臨時駐車場であることから車両は置かないようにすること。
- ・ 火気の取扱いには十分に注意し、特に炭などを使用する業者は、消火の確認を十分にし、火の残っている状態では帰らないこと。

7 ゴミ処理について

ゴミについては、分別し午後5時までに管理棟脇に集めること。

また、出店会場付近のゴミについても各自協力し、清掃に努めること。

※ゴミ収集車が午後5時に来るため時間厳守のうえ、遅れた場合には各自で処分のこと。

◎資源ゴミ（緑色の袋）

①びん（キャップを取る）

②缶

③発砲トレイ（水洗いする。）

④ペットボトル（キャップを取る。キャップは燃えるゴミへ）

◎捨てるゴミ（青い袋）

①油のついた紙・プラスチック等の燃えるゴミ

②油のついた缶

③油のついたびん

※生ゴミ、段ボール類は持ち帰りのこと（カラス等の対策を十分に）。

8 衛生管理について

- ・主催者において手洗水道水及び消毒液を設置しますが、テント内で使用する水はタンク等を用意し使用すること。また、排水についても各自バケツ等を用意し処理すること。
- ・飲食料品の販売については、常に清潔を保ち、衛生面には細心の注意を払うこと。
- ・清潔な身なりで販売すること。
- ・手に傷のある人や体調の悪い人は、製造又は販売はしないこと。
- ・食材は1日分ずつ作り、その日のうちに処分し次の日に残さないこと。
- ・食材保管には細心の注意を払い、十分に火や熱を通すこと。また、ご飯類を販売する方についてはその日に製造した物とし、冷蔵庫等を利用しながら保管・管理には十分注意すること。
- ・食器、箸類は必ず使い捨てのものを使用すること。
- ・食品の販売者は、テントの開口部（三方）にブルーシートなどを使って囲いをすること。
- ・出店者は、それぞれゴミ入れを用意しゴミが散乱する事のないよう注意すること。
- ・出店日の夕方には、毎回テント近辺を清掃し、景観を損なわないよう努めること。

【問い合わせ】

軽米町観光協会事務局（産業振興課 商工観光担当） TEL 46-4746
（株）軽米町産業開発 TEL 46-4222